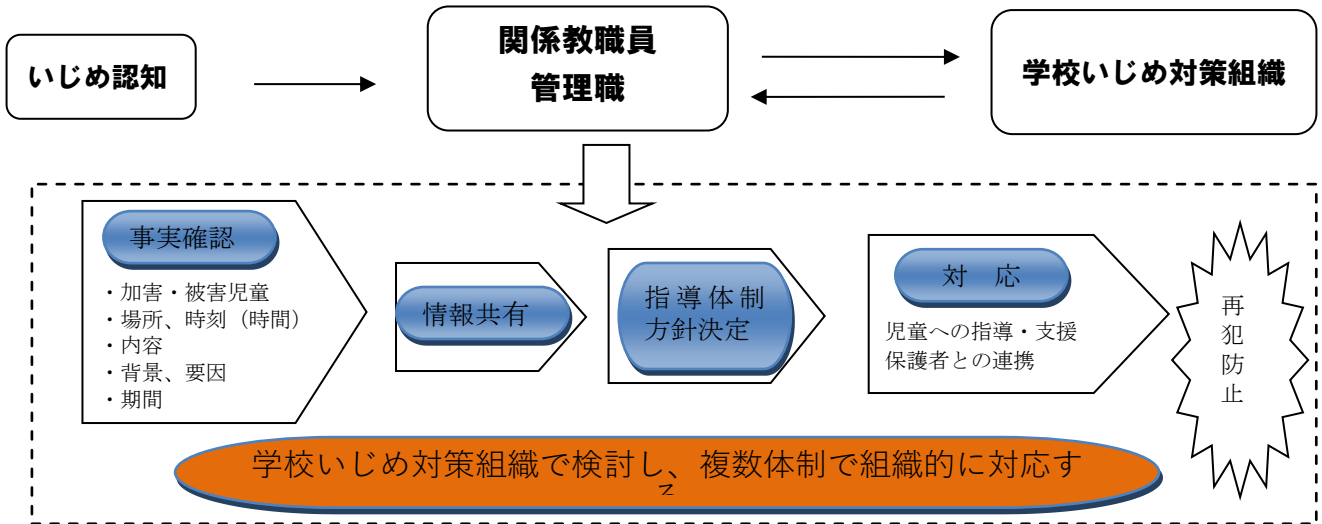


いじめ発生時の対応



被害児童への対応

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す
- 3 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する
- 4 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服するための支援を行う

被害児童の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・学校の方針への理解を求める
- ・今後も家庭との連携を図る

加害児童への対応

- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する
- 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
- 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
- 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する
- 5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う（最低3ヶ月）

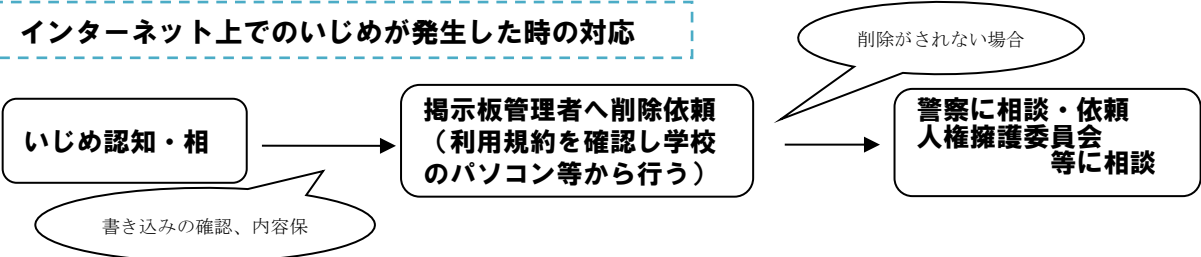
加害児童の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める
- ・被害児童への謝罪等について話し合う

傍観者への対応（学級・学年等）

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- ・クラスで被害児童の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、児童作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる

インターネット上でいじめが発生した時の対応



- <児童に対しての指導ポイント>
- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
  - 2 匿名で書き込んだり、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
  - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を発したまま書き込みを行うことは、ストーカー被害遭う等の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導をする。
- ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

**いじめに係る行為が3カ月止んでいるか**  
**3カ月以上被害者児童が心身の苦痛を感じていないか**